

# AAP NEWS LETTER

**Alliance**  
Accounting & Consulting

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

URL : [www.aapjp.com](http://www.aapjp.com) E-mail : [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com) TEL : +66- (0)-2-261-8182

1 Glas Haus Building, 12th Floor and Room 502 5th Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd.

## ▶ VAT (付加価値税) について

付加価値税 (VAT: Value Added Tax) とは、タイ国内における付加価値を課税対象とする税金であり、①物品、サービスの消費に対して課される間接税、②税金の負担者は最終消費者、③中間業者は税の負担はしないが、納税義務を負う、④毎月申告納付する義務がある (翌月 15 日以内に申告、納税)、という特徴があります。VAT の負担者は最終消費者となりますが、VAT の納付義務を負うのは、物品の販売あるいはサービスの提供を行う事業者 (VAT 登録事業者) および物品の輸入者となります (年間売上が 180 万バーツ以下の小規模事業者は納税義務が免除されます)。原則として事業を開始する者は、事業開始前に VAT 登録申請書を所轄税務署に申請します。計算方法は日本の消費税と同様に納税額 = (売上に対する VAT) - (仕入に対する VAT) という計算式で求められます。

### ●申告・納付方法

タイの VAT は、毎月の申告・納付がすべての会社に義務付けられています。VAT の登録事業者は、毎月当該月内の売上に伴い入金した VAT と、同月内に支払った仕入 VAT の額を毎月月末締で計算し、翌月の 15 日までに申告書に記載、納税額が発生する場合には同日までに納付する必要があります。還付分があれば次月以降に繰り越すか還付申請するかを選択します。また輸入取引がある場合には、その支払者が所定の申告書を用いて翌月の 7 日までに申告、納付する必要があります。上述の通り、仕入 VAT が売上 VAT を超過する場合には、その超過分を翌月以降に繰り越すか、または還付請求を行います。会社設立直後で売上が立たない企業、輸出企業がこのような状況になります。



### ●VAT に関連して 注意すべきポイント

弊事務所が業務に関与させて頂く中で、以下を実務的な注意点として考えております。

1. 会社設立後に VAT 納税者登録をしていない場合、控除や還付請求をすることができないため注意が必要となります。
2. 税額の支払額がゼロの場合であっても、申告は必ず行わなければならない点に注意が必要です。
3. VAT の無申告あるいは過少申告に対する加算税は、大変重いものとなっております。そのため日頃の取引を正確に記帳することはもとより、適正に申告納税することが重要となります。
4. 物品またはサービスの輸出取引の VAT は 0% 課税取引となります。この VAT 0% 税率を適用するためには、各会社において物品が国外に搬出されたことを証明する輸出通関書類をしっかりと保存して頂く必要があります。
5. 原則として VAT 還付に際しては必ず税務調査が行われます。VAT に関する税務調査は主にタックスインボイスについて行われますが、調査が広範囲、かつ、交渉に非常に時間を要するケースが多いです。そのため、次月以降に繰り越すか還付申請するかについては慎重に検討する必要があります。

### 目次 INDEX

- VAT (付加価値税) について…………… P1
- タイビジネス関連法令 …………… P2-3
- Pakinnaka 法務 …………… P4
- オフィスで使えるタイ語…………… P5
- 泰国自然探訪…………… P5
- タイビジネスインタビュー …………… P6
- Saiyo の求職者情報…………… P7
- AAPC の不動産情報 …………… P8-11
- AAP INSURANCE NEWS …………… P12



# タイビジネス関連法令

กฎหมายสำหรับการเปิดกิจการในประเทศไทย

Volume 28

## คำนำ

จดหมายข่าวฉบับนี้จัดทำขึ้นเพื่อเป็นข้อมูลอ้างอิงในการทำงานด้านบัญชีและภาษีที่บริษัทญี่ปุ่นซึ่งดำเนินธุรกิจในประเทศไทยมักต้องประสบ โดยได้รวบรวม ข้อหารือกับกรมสรรพากรทั้งในอดีตและปัจจุบัน หัวข้อในจดหมายข่าวในแต่ละฉบับจะมีการคัดเลือกให้เหมาะสมโดยมีเนื้อหาเกี่ยวกับปัญหาต่างๆที่บริษัทญี่ปุ่นในประเทศไทยมักต้องเผชิญ โดยทางบริษัทยังได้ใช้ข้อมูลเหล่านี้ในการอ้างอิงด้วย ทางบริษัทหวังเป็นอย่างยิ่งว่าข้อมูลเหล่านี้จะเป็นประโยชน์สำหรับทุกท่านไม่มากก็น้อย

คำพิพากษาฎีกาที่ 1394/2549

## คำพิพากษาย่อสั้น

นายจ้างประกอบกิจการขนส่งทางอากาศลูกจ้างเป็นหญิงทำงานตำแหน่งพนักงานต้อนรับบนเครื่องบิน สัญญาจ้างระหว่างนายจ้างกับลูกจ้างมีข้อตกลงว่า ภายในสองปีนับแต่วันเริ่มสัญญา หากพนักงานตั้งครรภ์ให้ถือว่าพนักงานได้บอกเลิกสัญญา ปัญหาว่าข้อตกลงนี้ตกเป็นโมฆะ เพราะขัดต่อความสงบเรียบร้อยของประชาชนหรือไม่ ศาลฎีกาวินิจฉัยว่า เป็นข้อตกลงที่มีวัตถุประสงค์เพื่อให้มีผลเป็นการเลิกจ้างเพราะลูกจ้างหญิงมีครรภ์ อันเป็นการขัดต่อ พรบ.คุ้มครองแรงงานฯ มาตรา 43 ซึ่งเป็นกฎหมายเกี่ยวกับความสงบเรียบร้อยตกเป็นโมฆะตาม ประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ มาตรา 150

## はじめに

当タックスルーリングはタイで事業活動を行う日系企業が直面する税務上の問題の解決を助けるため、現在・過去の税務規定やタックスルーリングを紹介・解説したものです。論点は毎号ランダムに選んでおりますが、取り上げた内容は多くの日系企業で解釈に困っている事項であり、かつ私共専門家も参考にしております。日系企業の皆様のタイでの事業運営の少しでもお役に立てれば幸いです。

最高裁判所判例 第1394/2549号

## 判決の要旨

使用者は航空運送事業を営し、従業員は女性の客室乗務員として勤めている。使用者と従業員の雇用契約書では従業員が契約開始日から2年以内に妊娠した場合、従業員は雇用契約を解約することになっているが、この合意書が国民の平和と秩序に反して無効になるかどうかの問題がある。最高裁判所は、妊娠を理由に女性従業員を解雇する目的のこの合意書は平和と秩序に関わる労働者保護法第43条に違反し、民商法典第150条に基づいて無効になると判定した。

## เนื้อหาประกาศ

พระบาทสมเด็จพระปรมินทรมหาภูมิพลอดุลยเดช มีพระบรมราชโองการโปรดเกล้าฯ ให้ประกาศว่า โดยที่เป็นการสมควรแก้ไขเพิ่มเติมประมวลรัษฎากร จึงทรงพระกรุณาโปรดเกล้าฯ ให้ตราพระราชบัญญัติขึ้นไว้โดยคำแนะนำและยินยอมของสภานิติบัญญัติแห่งชาติ ดังต่อไปนี้

มาตรา ๑ พระราชบัญญัตินี้เรียกว่า “พระราชบัญญัติแก้ไขเพิ่มเติมประมวลรัษฎากร (ฉบับที่ ๔๒) พ.ศ. ๒๕๕๙”

มาตรา ๒ พระราชบัญญัตินี้ให้ใช้บังคับตั้งแต่วันถัดจากวันประกาศในราชกิจจานุเบกษาเป็นต้นไป

มาตรา ๓ ให้ยกเลิกความใน (ก) ของ (๒) สำหรับบริษัทหรือห้างหุ้นส่วนนิติบุคคลของบัญชีอัตราภาษีเงินได้ท้ายหมวด ๓ ในลักษณะ ๒ แห่งประมวลรัษฎากร ซึ่งแก้ไขเพิ่มเติมโดยพระราชกำหนดแก้ไขเพิ่มเติมประมวลรัษฎากร (ฉบับที่ ๑๖) พ.ศ. ๒๕๓๔ และให้ใช้ความต่อไปนี้แทน “(ก) ภาษีจากกำไรสุทธิของบริษัทหรือห้างหุ้นส่วนนิติบุคคล ร้อยละ ๒๐”

มาตรา ๔ บทบัญญัติมาตรา ๓ ให้ใช้บังคับสำหรับเงินได้ของบริษัทหรือห้างหุ้นส่วนนิติบุคคลซึ่งรอบระยะเวลาบัญชีเริ่มในหรือหลังวันที่ ๑ มกราคม พ.ศ. ๒๕๕๙ เป็นต้นไป

มาตรา ๕ บทบัญญัติแห่งประมวลรัษฎากรที่ถูกยกเลิกหรือแก้ไขเพิ่มเติมโดยพระราชบัญญัตินี้ให้ยังคงใช้บังคับต่อไปเฉพาะในการปฏิบัติจัดเก็บภาษีอากรที่ค้างอยู่หรือที่พึงชำระก่อนวันที่พระราชบัญญัตินี้ใช้บังคับ

มาตรา ๖ ให้รัฐมนตรีว่าการกระทรวงการคลังรักษาการตามพระราชบัญญัตินี้

ผู้รับสนองพระบรมราชโองการ

พลเอก ประยุทธ์ จันทร์โอชา

นายกรัฐมนตรี

หมายเหตุ :- เหตุผลในการประกาศใช้พระราชบัญญัติฉบับนี้ คือ โดยที่เป็นการสมควรปรับลดอัตราภาษีเงินได้นิติบุคคล สำหรับบริษัทหรือห้างหุ้นส่วนนิติบุคคลที่เสียภาษีจากกำไรสุทธิ เพื่อเพิ่มขีดความสามารถในการแข่งขันทางเศรษฐกิจของประเทศ จึงจำเป็นต้องตราพระราชบัญญัตินี้

## 発令内容

プーミボン国王は以下の王令を発する。

歳入法典を改正すべきと判断したため、プーミボン国王は立法議会の助言と同意によって以下の改正法の制定を承認する。

第1条 本法を「2016年歳入法典改正法第42号」と称する。

第2条 本法は官報に公示された翌日から施行される。

第3条 1991年歳入法典改正勅令（第16号）によって改正された歳入法典第2章第3節の法人税税率表の(2)の(A)会社・パートナーシップ 法人の条文を廃止し、次の条文を代用する。

「(A) 会社・パートナーシップ 法人の純利益に対する税率を20%とする」

第4条 第3条の規定は2016年1月1日以降に始まる会社・パートナーシップ 法人の会計年度の所得に適用する。

第5条 本法によって改正・廃止された歳入法典の条文は本法が施行される前に納付すべき税金又は未納税分の徴収に対してその効力は存続する。

第6条 財務省大臣が本勅令の施行を担当する。

王命の実行者

(フ ラユット・チャンオーシャー大将)

首相

備考 本法を施行した理由に関して、純利益から納税する会社・パートナーシップ 法人の法人税率を引き下げ、国家経済の競争力を高めるために本法を制定する必要がある。

お客様に 関心のある法律を簡潔にご説明します。

## 今月のテーマ：商品輸入に関わる通関・通関法違反

### はじめに

商品運輸が進化し、タイ国内へ商品を持ち込むための運送事業者が増加している現状においては、輸入通関手続きを含め、通関法、関連法、通関局または輸入関連官公庁の規律、告示を把握する必要があり、それに基づき実施しなければなりません。そこで、今回は通関について、ご紹介させていただきます。

### 通関手続きの基礎知識

#### 第 1. 定義

まず、この記事でいう「商品輸入」とは、船、電車、自動車、徒歩、飛行機、郵便、搬送管、電気線等による輸送方法で国外からの商品を国内に輸入することをいいます。そして、輸入者は、通関の定めた書式に基づき輸入申告、船荷証券もしくは航空貨物運送状 (Bill of lading or Air Waybill)、請求書または他の資料等通関への提出資料を用意すること等の通関手続を実施しなければなりません。

#### 第 2. 輸入手続

輸入者は、書面又はオンラインによる方法で、商品輸入手続を実施することになります。下記は、多くのお客様が行われているオンラインによる方法について、ご説明させていただきます。

##### 1) 輸入申告詳細の申請段階

輸入者または運送事業者が通関のコンピューターシステムを通して通関に輸入情報、商品リスト、梱包情報、輸入先、納税者番号、税率等の他の情報を送付する必要があります。

##### 2) 送付した情報及び関連資料の検査段階

検査結果に問題がなければ、商品が輸入港またはその他の輸入口に到着した際、コンピューターシステムを通じて、輸入者へ通知されます。その後、輸入者は、当該コンピューターシステムに輸入申告書情報を送付しなければなりません。もっとも、申告書情報が不正確であることを発見された場合には、コンピューターシステムにより、輸入者へ情報を修正するように通知されます。

当該コンピューターシステムにおいては、下記の 2 種類の輸入申告書に分けられています。

- 1) **通関手続検査がない輸入申告書 (Green Line)** の場合は、下記の (3) の段階に移り、輸入申告書により、輸入税及び関連保証金の支払いを直ちに行います。
- 2) **通関手続検査がある輸入申告書 (Red Line)** は、輸入申告書を持参し、関税評価部署にコンタクトしなければなりません。
- 3) **輸入税及び関連保証金を支払う段階**  
税金は、通関局、電子システムまたは銀行にて支払うことができます。
- 4) **通関にて商品を検査し、商品を受け渡す段階**  
輸入者は、商品を受取る際に、担当官が検査を必要とするか否か

を確認するため、商品倉庫に輸入申告書、領収書を呈示しなければなりません。電子システムを通じて受け渡しができる状況か否かは、輸入者に通知される。

#### 第 3. 通関手続違反

通関手続違反は犯罪であり、輸入手続の際には、仏暦 2469 年通関法を厳格に遵守すべきです。そこで、本法令に基づき違反の例をご紹介します。

タイ国内に下記の商品を輸入した場合、通関法第 27 条違反とされており、

##### 1) 納付すべき輸入税を納付しないで、商品を国内に持ち込む場合

納税する必要のないように謀計、隠蔽または同様な行為もしくは虚偽の資料を呈示することにより、商品を持ち込むことが該当します。

##### 2) 制限された商品を許可等なく、国内に持ち込む場合

法律の定めた商品を輸出入するとき、許可を得るか関連法律で規定された手続を遵守しなければなりません。また、輸入管理のため、補足される対応も実施しなければなりません。例えば、医薬品を輸入する場合、食品医薬品局が定めた規則に基づき票またはラベル付けなければなりません。そのほか、制限された商品は、通貨、タバコ、食物としての動物または動物死体等になります。

##### 3) 国内に輸入することを禁止された商品を持ち込む場合

法律により輸入を禁止された商品を輸入することはできません。わいせつ物、虚偽の原産地証明を有する商品、著作権または商標を侵害する商品、偽貨・偽札、ドラッグ等が商品の例として挙げられます。

##### 4) 国内に持ち込む際に、正式に通関を通していない商品を持ち込む場合

港または空港等の通関が省令で定めた輸入口を経由しないで、輸入した、または通関手続を行わず、商品を輸入する場合は、

##### 5) その他

第 27 条において、前述の違反以外に、税金の支払回避または回避しようとするものが違反として規定されています。通関手続を正しく行ったか否かに関わらず、税金納付を免れるため、虚偽の数量、重量、価格、種類、品質または税率を故意に呈示した場合、租税回避および虚偽申告の罪に問われます。

#### 第 4. 処罰

当該条項に基づく違反の処罰は、次のとおりです。

##### 1. 違反行為をした者に対する処罰

税金を含む、商品の価格の 4 倍の罰金、10 年未満の禁錮またはその併科が課されます。

##### 2. 第 27 条に基づく違反による商品の処理

第 27 条に違反した者が処罰を受けたか否かに関わらず、当該商品は没収されます。

Pakinnaka (ปากินนากะ) は、タイ語で「種々雑多なもの」を意味します。

# パーサータイで話タイ

実際に使えるタイ語の文章を  
提供しております。



今月のお題

この金額は来月の売りにしましょう

ยอดนี้ให้ตัดเป็นรายได้ของเดือนหน้าก็แล้วกัน  
โย่ (ト) นี-ไฮ ทักเพน ไลได โคน ดู่แอนเนอร์ โก่อ เลอ กาน

木村部長

คุณ สอมจาย, มี่-อีเมว จ่า (ก) โปริสัท  
ABC บ็อกควอร์ โคน ullan วัน อองกัน เพน  
วันอันคาน-นาร์

(ซอมจายさん、ABC会社から振り込み日を来週の火曜日に  
ずらしてもらいたいというメールが来ました。)

คุณสนใจ มีอีเมลจากบริษัทABCบอกว่าขอเลื่อนวันโอนเงินเป็นวันอังคาร  
หน้า

ซอมจาย  
秘書

ทาร์ ลูการ์-ออน วันอันคาน-นาร์ โก่อ จ่า ตัม  
เอกาซัน-ตี้-จ่า ยูน โพ-โพ-ซาม-สูน  
ไมตัน นาカ)

(お客さんからの振り込みが来週の火曜日だと、  
ポー-ポー30の申請書類を作るための期限に間に合いません。)

ถ้าลูกค้าโอนวันอังคารหน้าก็จะทำเอกสารที่ใช้ยื่นภ.พ.30 ไม่ทันนะคะ

木村部長

ทาร์-ยันนัน โย่ (ト) นี-ไฮ ทักเพน ไลได  
โคน ดู่แอนเนอร์ โก่อ เลอ กาน

(それでは、この金額は来月の売りにしましょう。)

ถ้าอย่างนั้นยอดนี้ให้ตัดเป็นรายได้ของเดือนหน้าก็แล้วกัน

ullan วัน (日付を) ずらす เลื่อนวัน

อองกัน 振り込む โอนเงิน

ไลได 売りに รายได้



POINT 【文法】

文章 โก่อ เลอ กาน

今、問題になっている事柄に対して、  
これに決めたいという気持ちを表す時  
に使われる。

【例】

アウ-ティー-サバーイ-จ่า-  
โก-เลอ-กาน

勝手にしなさい。好きにして。

เอาที่สบายใจก็แล้วกัน

A:

อู-อัน-ไน-ตี้-กา

どれにしますか。

เอาอันไหนดีคะ

B:

อู-อัน-ซี-ดัม-โก-เลอ-กาน

黒いほうにします。

เอาอันสีดำก็แล้วกัน

Volume

11

## 泰国自然探訪

タイ国内で自然を満喫できるおススメスポットと、  
そこに生息する生物についてご紹介させていただきます。

### 蝶の楽園「ケンクラチャン国立公園」

第3回目の当コーナーでご紹介したケンクラチャン  
国立公園ですが、毎年3～4月になると蝶の集団吸  
水が見頃を迎えます。蝶の集団吸水とは、多数のチョ  
ウが集団で湿った土から吸水する生態行動のことで、  
水分の摂取以外にも、その中に溶け込んだ塩分やア  
ンモニア、その他の栄養素を摂取する目的があると  
言われています。水溜りや川辺で数匹から数十匹の  
蝶が吸水している様子を目にされたことがあるかもし  
れませんが、ケンクラチャン国立公園の蝶の吸水集  
団はスケールが桁外れです。集まってくる蝶の種はア  
ゲハチョウ科やシロチョウ科、シジミチョウ科など様々  
で、同種同士が集まるが多く、時期によっても変  
化がある為、訪れる度に全く異なる集合体が見られ  
るのも魅力です。今年はタイ国内の深刻な旱魃の影  
響で、公園内の川が干上がり、例年であれば3～4  
月に大量に見られたはずの蝶が、疎らにしか姿を見  
せませんでした。ところが、5月に入り纏まった雨が

降り始めたことで、恵の雨を待ち兼ねていたかのよう  
に蝶が爆発的に大量発生し始めました。写真は5月  
の様子ですが、現在もこのような蝶の大集団を見る  
ことができます。ケンクラチャン国立公園は雨季であ  
る8～10月の期間入園禁止となりますので、蝶の  
乱舞をご覧になりたい方は7月中がチャンスです。虫  
嫌いの方は危険ですのでご注意ください。



タイで活躍する日系企業を AAP のお客様を中心にご紹介していきます。



vol.4

Mitano Create (Thailand) Co.,Ltd.

Director

相良直寛さん

にお話を伺いました。

■ 御社の事業内容を教えてください。

K-village とトンローに和食居酒屋「目利きの銀次」を出店しています。日本では、沖縄県で和食、洋食などの業態で 14 店舗を経営しています。

■ タイ進出のきっかけを教えてください。

沖縄県内での出店場所が少なくなってきたこともあり、県外などの出店も考えていたのですが、僕ら経営陣が若かったこともあり、海外進出を考えました。社長が東南アジアを何カ国か視察に訪れたのですが、その中でもタイが一番和食に対する受け入れの土壌ができており、日本人在住者も多いので仕事がやりやすそうだということでタイを選びました。

■ タイで会社を運営していく上で、苦労されたことはありますか？

日本でもタイでも飲食店の立ち上げが大変なのは変わりません。しかし、タイだからこそ苦労したという点は、日本の常識が通じないということです。当たり前なのが、当たり前に行かないことが多々あり、苦労しましたね。また、調味料選びも大変でした。和食のベースとして使っている調味料ですが、ブランドが異なると味の出方が変わってしまいます。また、水が軟水ではなく硬水なので、出汁が出にくいことも問題でした。出汁を出そうとするとえぐみが出てしまったりと、味を決めるのには苦戦しました。

■ タイ人スタッフへの教育方法を教えてください。

接客スタッフには、お客様の入店時とお帰りになる時の挨拶を徹底しています。タイ人マネージャーにサービスマナーの必要性について論理的に落とし込んでから、スタッフに伝えてもらっていますが、教えてすぐにできるものではありませんので、できない場合は都度注意をし、できた時には褒めてあげます。弊社では、「挨拶」や「笑顔の接客」などの項目に配点を設けて、採点結果を毎月の給与に反映させる仕組みを作りました。また、料理人には、最初にレシピを渡して調理方法を教える際に、どういった味や食感を楽しむ料理なのかというバックボーンまで説明するようにしています。そして、私が毎日店に行って料理を食べ、タイ人スタッフ好みの味になっていないか、味がぶれていないかをチェックしています。

■ 御社のおすすめメニュー、そして強みを教えてください。

おすすめのメニューは、「刺身の盛り合わせ」です。タイの和食店を訪れると刺身のネタがサーモンやマグロ、イカ、エビなど冷凍ものが多く、しかも値段も高いという認識がありました。僕らはここに風穴を開けられないかと考えました。うちでは7点の刺身の盛り合わせの中に2、3点は鮮魚を入れるようにしています。値段は399B。これがうちの目玉商品であり、強みになっています。

また、タイ人にはもともとお酒を飲みながら食事をするという文化がなかったので、居酒屋文化をタイ人にも広めたいと、入店後の1時間はビールとハイボールを1杯 50B で提供しています。食べ放題のサラダバーもあるので、安く飲もうと思えば安くすませることができる、高級食材である伊勢エビや毛ガニなどを使った少し値段の高いメニューも用意しているのでどんな方でも楽しめるように間口を広く設定しています。

■ 最後にニュースレターを読まれている読者の方へ一言お願いします。

和食居酒屋ですが、いい意味でローカライズした居酒屋です。相場と比べると日本食を安く食べることができると思うので、和食が恋しくなったらぜひ一度訪れてみてください。

—ありがとうございました。

お問い合わせ先【目利きの銀次】

**トンロー支店**  
住所：115 Sukhumvit Road 55 (Thonglor) ※サマーセットホテル1階  
電話番号：02-712-5884

**K-Village 支店**  
住所 1st Fl., K-Village, 93, 95 Soi 26, Sukhumvit Rd.  
電話番号：02 661 3840  
日本人直通：092-435-5495



# 今週の優秀な人材

バンコクにあるタイ国進出日系企業様向け人材紹介会社  
SAIYO RECRUITMENT CO.,LTD.  
(サイヨールクルートメント)から過去1週間の推奨人材のお知らせです。

1

男性 39 歳

セールス

言語 → 英語：ビジネス会話、日本語：N2

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 40,000 ~ 60,000 バーツ

2

女性 31 歳

会計

言語 → 英語：社内会話

希望勤務地 → どこでも可

希望給与 → 30,000 バーツ

3

女性 23 歳

総務 / 通訳 / コーディネーター

言語 → 英語：簡単な日常会話、日本語：簡単な日常会話

希望勤務地 → バンコク / サムットプラカーン

希望給与 → 19,000 バーツ

4

男性 31 歳

通訳

言語 → 日本語：N4

希望勤務地 → サムットプラカーン

希望給与 → 25,000 ~ 27,000 バーツ

5

女性 22 歳・新卒

総務 / セールス

言語 → 英語：TOEIC 560

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 17,000 バーツ

6

男性 26 歳

セールス

言語 → 英語：日常会話

希望勤務地 → バンコク / ロジスティック

希望給与 → 20,000 バーツ

7

女性 22 歳・新卒

総務 / セールス

言語 → 日本語：N4

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 16,000 バーツ

8

女性 25 歳

秘書 / セールス / 総務

言語 → 英語：TOEIC 640

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 20,000 ~ 23,000 バーツ

※上記以外にも登録者(タイ人・日本人)多数ございます。下記のウェブサイトでご覧もできますし、直接弊社にお問い合わせいただいても構いません。

※上記求職者の詳しい資料のお問い合わせ、その他人材の募集、労務に関するお問い合わせやタイ国で就職希望の日本人の方のご相談等は日本人担当までご連絡ください。



連絡先 Saiyo Recruitment Co.,Ltd

HP → [www.saiyo.co.th](http://www.saiyo.co.th)

TEL → 02-665-7289 ~ 91 FAX → 02-661-6937

No.1, Room 1203 Glas Haus Building, 12th Floor, Soi Sukhumvit 25 Sukhumvit Rd.

▶ タイ経済指標

項目	単位	2013	2014	2015	2016
GDP 成長率	前年比ベ(%)	2.80	0.9	2.8	3.2(1~3月)
人口*	千人	68,382	67,065	67,293(12月)	67,348(3月)
労働者の数*	千人	39,808	38,963	39,165	38,024(4月)
失業率**	%	0.72	0.84	0.89	0.97(4月)
最低賃金* バンコク	バーツ/日	300	300	300	300
チョンブリー		300	300	300	300
アユタヤー		300	300	300	300
ラヨー		300	300	300	300
賃金:全国製造業の平均	バーツ	11,066	12,074	12,305	12,213(4月)
インフレ率**	前年比ベ(%)	2.19	1.90	▲0.90	▲0.35(4月)
中央銀行政策金利*	%	2.25	2.00	1.50	1.5(5月)
普通貯金率**	%	0.68	0.59	0.56	0.47(5月)
ローン金利(MLR)**	%	7.16	6.96	6.75	6.58(5月)
SET 指数*	1975年:100	1,298.7	1,497.7	1,288.0	1,424.3(5月)
バーツ/100円**	バーツ	31.53	30.77	28.31	31.46(5月)
バーツ/米ドル**	バーツ	30.73	32.48	34.25	35.51(5月)
円/米ドル**	円	97.6	105.84	121.0	113.1(5月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	1,337,631	884,346	795,905	245,001(4月)
BOI 認可プロジェクト	件数	2,016	1,662	2,237	447(5月)
BOI 認可プロジェクト金額	10億バーツ	1,027.3	729.4	809.4	119.4(5月)

\*期末、\*\*平均



## ➤ タイ不動産情報

### 販売物件

No	物件	エリア	価格(バーツ)	面積(㎡)	備考
SC0012	コンドミニアム	オンヌット	4,200,000	59.94	2 ベッドルーム
SC0090	コンドミニアム	エカマイ	5,600,000	45	1 ベッドルーム
SC0110	コンドミニアム	トンロー	5,700,000	51	1 ベッドルーム
RF0300	工場・倉庫	テーパラック通り	9,500,000	500	即入居可能
SL0381	土地	スワンナプーム 工業団地	9,000,000/Rai	4 - 400 Rai	

### 賃貸物件:工場と倉庫

No	物件	エリア	家賃 (バーツ)	広さ(㎡)	備考
RF0391	レンタル工場	バンパイン	101,500	580	即入居可能
RF0381	レンタル工場	ガビンブリ	171,000	900	即入居可能
RF0051	レンタル工場	サムットプラカーン	124,215	637	即入居可能
RW0081	レンタル倉庫	バンナートラート通り	48,750	125	即入居可能
RW0290	レンタル倉庫	テーパラック通り	70,200	585	即入居可能

### 賃貸物件:オフィスとサービスオフィス

No	物件	エリア	家賃 (バーツ)	広さ(㎡)	備考
RO0081	サービスオフィス	アソーク	32,100	11.16	3 人用
RO0104	サービスオフィス	プルンチット	45,000	-	3-4 人用
RO0221	テナントオフィス	バンナー	56,650	109	即入居可能
RO0342	テナントオフィス	アソーク	194,000	162	即入居可能
RO1941	テナントオフィス	アソーク	61,040	109	即入居可能

## 賃貸物件:住居

No	物件	エリア	家賃 (パーツ)	広さ(m <sup>2</sup> )	間取り
RC0030	コンドミニアム	pronpon	55,000	87	1ベッドルーム (メゾネット)
RC0200	コンドミニアム	prakanon	34,000	68	2ベッドルーム
RC0210	コンドミニアム	pronpon	45,000	51	1ベッドルーム
RA1301	サービスアパート	pnna-witayee	35,000	55	1ベッドルーム
RA1441	サービスアパート	prunchit	66,000	39	1ベッドルーム

### Contact

AAP Capital Co., Ltd.

1 Glas Haus Building, 12 Fl., Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit 21 Rd.,

Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

TEL: +66-(0)-2-261-8182 FAX: +66-(0)-2-261-8183

URL: <http://www.aapcap.com>

Responsible :

Tsuji(Japanese and Thai)

+66(0)-86-358-7298 [tsuji@aapcap.com](mailto:tsuji@aapcap.com)

Nopporn Ladee (English and Thai)

+66(0)-81-989-2206 [nopporn@aapcap.com](mailto:nopporn@aapcap.com)



Property for rent: Condominium in Sriracha (RC1002)

物件種別	コンドミニアム	立地	シーラチャー
全階数	17	階	15
面積	50 m <sup>2</sup>	駐車場	1台
家具	有	家賃(パーツ/月)	35,000 パーツ
電気代	公料金	水道代	公料金
契約期間	1年		
周辺施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Robinson シーラチャー</li> <li>・パヤタイ・シーラチャー病院</li> <li>・Surasak Montri 公園</li> </ul>		
備考	・Pinthong, Hemaraj, Amata の工業団地へのアクセスが良好		



Google map

[https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z-e5UpB2QTJk.kRN\\_aOKHPM1U&usp=sharing](https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z-e5UpB2QTJk.kRN_aOKHPM1U&usp=sharing)

//

Asia Alliance Partner Co., Ltd. TEL: +66-(0)-2-261-8182 URL: <http://www.aapth.com>

保険仲介業ライセンス№ 生命保険 : ㊦00009/2558 損害保険 : ㊦00025/2558

**Alliance**  
Accounting & Consulting

本年より生命保険・損害保険の仲介サービスを始めました。  
インシュアランスニュースでは、身近なお金に関する話題をお伝えします。  
今回はタイの賃貸物件への火災保険についてまとめました。  
駐在員の皆様の日々の安心へ、お役立ていただければ幸いです。

## タイのコンドミニアム ～家財への補償～

タイに駐在される日本人のほとんどの方は、コンドミニアム(マンション)やサービスアパートに賃貸で居住されています。  
日本では居住用の賃貸物件に入居する場合、家財対象の火災保険への加入が義務づけられていることが多いのですが、  
タイでは義務づけることはあまり多くありません。しかしながら弊社では、日本同様に加入することをおすすめしております。  
その理由は主に以下の補償のためです。

- ① 火災や水漏れなどでご自身の財産に損害が出た場合の補償
- ② ご自身が水漏れ等を起こし、大家さんや下階の住人に損害を与えてしまい、賠償をしなければならない場合の補償

①は、もらい事故の場合でも相手方が無保険の場合、また補償額が小さかった場合、十分に賠償をしてもらえとは限りません。  
2016年1月にパタヤで起きたコンドミニアムの火災では、延焼7部屋、被害額200万バーツほどの損害が出たそうです。

### 【家財保険の補償】

補償内容	保険金のお支払い対象となる損害の原因
基本	火災、落雷、爆発、水漏れ、風災、地震、衝突事故、航空機の墜落（※洪水は対象外）
拡張追加特約	臨時費用（火災等が起きた場合に、一時的に避難する仮住まいの費用）
	消火費用（消火活動にかかった費用）
	後片付け費用
	専門職業人費用
	電氣的事故
盗難保険	強盗・盗難による家財の被害
賠償責任保険	第三者への損害賠償
	火災、爆発、水漏れによる家主への損害賠償（物的直接損害）
	上記以外による家主への損害賠償（物的直接損害）

お気軽にお問い合わせ、ご相談ください。弊社では複数の保険会社から最適な商品をお選びいただけます。

#### 【 お問い合わせ先 】

日本人プランナー（日本語）

藤木 亜矢子

Mail : [fujiki@aapth.com](mailto:fujiki@aapth.com)

Mob : +66(0)-63-215-4015

Tel : +66(0)- 2-261- 8182 (内線152)

タイ人プランナー（タイ語）

ワニダ・チャンコン

Wanida・Changkhong

Mail : [wanida@aapth.com](mailto:wanida@aapth.com)

Tel : +66(0)- 2-261- 8182 (内線151)



AAP 保険部